

令和7年 第10回定例教育委員会

令和7年10月23日(木)
午後6時00分から
役場204会議室

1 開会の宣言 教育長

2 あいさつ

3 概要報告

4 事務局報告

- (1) 教育総務関係 P1
 - ア 総合計画前期実行計画の進捗状況について 別冊資料1
- (2) 学校教育関係 P2
 - ア 11月の行事予定について
 - イ 11月の事業予定について
- (3) 生涯学習関係 P4
 - ア 11月の事業予定について

5 審議案件

議案第18号

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について P6

議案第19号

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について P9

議案第20号

宮代町立小・中学校通学区に関する就学承認(調整区域)について P12

議案第21号

宮代町立小・中学校通学区に関する就学承認(通学区域外)について P14

6 協議事項

宮代町教育振興基本計画案について P23

宮代町教育大綱 宮代町教育振興基本計画 別冊資料2

7 その他

8 次回教育委員会について

令和7年11月28日(金)午前10時00分～ 役場202会議室

9 閉会宣言 教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

ア 総合計画前期実行計画の進捗状況について

(2) 学校教育関係

ア 11月の行事予定

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
小学校4校：小 中学校3校：(中)

日 付	小 学 校	中 学 校
1 日 (土)	彩の国教育週間～7日	彩の国教育週間～7日 PTA バザー・百中フェス (百)
2 日 (日)		
3 日 (月)	文化の日	文化の日
4 日 (火)	シェイクアウト訓練 (百)	三者面談 (～12日) (須) 三者面談 (～10日) (百・前)
5 日 (水)	町内音楽会 (小) 会場・百間中 3年社会科見学 (百) 4年福祉体験 (百) ロードレース事前健診 (東)	町内音楽会 (中) 会場・百間中
6 日 (木)	2年町探検 (須) 田んぼの学校 秋のGT (百) 4年社会科見学 (笠)	
7 日 (金)	田んぼの学校秋のGT (須) 研究発表 (百) 登校指導 (笠)	
8 日 (土)	PTA バザー (東)	県駅伝大会 (全) 土曜授業 授業公開 (百) PTA バザー (前)
9 日 (日)		
10 日 (月)	6年食育体験学習 (百) 芸術鑑賞会 (東)	東部地区学力テスト (中)
11 日 (火)	「島村盛助」氏を顕彰する小中 児童生徒英語活動発表会 (須)	「島村盛助」氏を顕彰する小中児童 生徒英語活動発表会 (須)
12 日 (水)	6年修学旅行 (～13日) (須) 「島村盛助」氏を顕彰する小中 児童生徒英語活動発表会 (百) 1年生校外学習 (百) 百間中職場体験 (～13日) (百・東・笠)	東部南地区音楽会 (須) 職場体験学習 (～13日) (百) 生徒会役員引継ぎ式 (前) 「島村盛助」氏を顕彰する小中児童 生徒英語活動発表会 (前)
13 日 (木)	6年プログラミング教室 (百)	3年保育実習 (前)
14 日 (金)	県民の日	県民の日
15 日 (土)		部活動停止期間 (～19日) (前)
16 日 (日)		
17 日 (月)		3年期末テスト (～18日) (須)
18 日 (火)	4年社会科見学 (須) 不審者対応避難訓練 (百)	3年期末テスト (～19日) (百) 期末テスト (～19日) (前)

19日（水）	宮代町道德の日 6年プログラミング教室（須）	宮代町道德の日 非行防止教室（須） 事業者に開く会（前）
20日（木）	須賀中職場体験（須）（～21日） 6年プログラミング教室（須）	職場体験（～21日）（須）
21日（金）	ふれあいデー（全） 校内持久走大会（笠）	ふれあいデー（全） 研究発表（前）
22日（土）	校内持久走大会（須） ロードレース大会（東）	
23日（日）	勤労感謝の日	勤労感謝の日 部活動停止期間（～27日）（百）
24日（月）	振替休日	振替休日
25日（火）	ロードレース大会予備日①（東） 振替休業日（須・笠）	
26日（水）	個人面談（～12月2日）（須） 第2回民生委員・児童委員連絡協議会（須） 前原中職場体験（～27日）（百） 校内持久走記録会（百） 校内持久走大会予備日（笠）	学校運営協議会（須） 職場体験（～27日）（前）
27日（木）	持久走大会予備日（須・笠） 教育相談日（百） 6年生プログラミング教室（百） ロードレース大会予備日②（東）	部活動停止期間（～30日）（須） 1・2年期末テスト（1・2年）（～28日）（百）
28日（金）	6年栄養指導（須） 全校遠足（東） 芸術鑑賞会（笠）	学習会（1，2年）（須）
29日（土）		
30日（日）		

イ 11月の事業予定について（教育委員会）

日 付	内 容	場 所
4日（火）	教育長ヒアリング（小中学校）	役場203会議室
6日（木）	第2回就学支援委員会	百間小
7日（金）	宮代町教育委員会委嘱研究発表会	百間小
12日（水）	I C T活用法研修会	オンライン
13日（木）	人権教育担当者会	役場204会議室
19日（水）	宮代町道德の日	各学校
19日（水）	子ども環境会議	進修館大ホール
20日（木）	第2回いじめ不登校対策連絡会議	進修館大ホール
21日（金）	宮代町教育委員会委嘱研究発表会	前原中

(3) 生涯学習関係

ア 11月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
1日（土）～ 5日（水）、 23日（日）	みやしろ芸術祭2025 ■文化芸術の祭典として、町の文化芸術の振興と発展に貢献することを目的として開催する。 ●発表会 1日（小ホール） 出演数 13組 2日（大ホール） 出演数 12組 ●アート体験ワークショップ／2階ロビー 1日、2日 アクセサリー等の制作 ●作品展／2階ロビー 1日～5日 絵画や写真、彫刻等 ●華道展／図書館展示ホール 2日、3日 ●“エン”を楽しむ音楽祭－MIYASHIRO MUSIC PARK－ ／大ホール 23日 アマチュアバンドによる演奏、町出身メンバーが所属するインディーズバンド等によるLIVE ●パートナーシップ事業（12事業を支援） 個人・団体が主催する演奏会や作品展等（11月）	進修館、図書館 ほか
8日（土） 9:00～12:00	てくてくミヤシロ2025 ■宮代の自然や歴史に触れながら、ちょこっと汗をかくウォーキングイベント。 ●対象 町内在住・在勤・在学の小学校5年生以上 30人 ●参加費 100円（1人）	スキップ広場 ～姫宮神社～ 西光院～五社 神社～郷土資料館～新しい村 ＊距離約7km
9日（日） 30日（日）	子ども大学みやしろ（全5回） ■日本工業大学と町、団体が連携して、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供する。 ●対象 町内在住の小学校4～6年生 39人 ●第4回 9日（日）、修了式 講義「SDGs チャレンジ “学んで作って未来を変えよう”」 講師 日本工業大学 学生環境推進委員会	日本工業大学

	●第5回 30日(日) 講義「LEDを光らせるアプリを作成してみよう!②」 講師 日本工業大学先進工学部データサイエンス学科 糸野文洋 教授	
15日(土) 14:00~16:00	大人のスポーツフィールド ■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方などを対象に、月に一度、汗を流す運動の場を提供する。 ●内容 ボッチャ、ミニテニス ●対象 町内在住・在勤・在学の小学校4年生以上 20人 ●参加費 100円	ぐるる宮代 サブアリーナ
16日(日) 10:00~14:00	西原自然の森フェスティバル2025 ■福祉・学び・環境などをテーマにしたイベントを開催する。 ●加藤家音楽会／旧加藤家住宅 町指定文化財を舞台とした音楽団体による演奏 ●縄文マグネットづくり／旧加藤家住宅前広場 縄文時代と同じ方法で、粘土に文様を付ける体験 ●資料館ガチャ／郷土資料館 資料館限定の缶マグネットの販売 ●旧進修館公開／旧進修館 文化財収納庫として活用している旧進修館内部の公開	西原自然の森、 郷土資料館

議案第18号

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和7年10月23日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」（令和7年埼玉県条例第27号）及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則」（令和7年埼玉県教育委員会規則23号）が施行されたことにより、宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を制定したいのでこの案を提出するものである。

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 2 3 日

宮代町教育委員会
教育長

宮代町教育委員会規則第 1 号

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

宮代町立小・中学校管理規則（昭和 3 2 年宮代町教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 1 項中「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年埼玉県条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、

同条第 2 項中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年埼玉県条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 6 条」を「条例第 6 条第 1 項（同条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、

「週休日」の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮代町立小・中学校管理規則 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<u>(勤務時間の割振り等)</u> 第 2 0 条 職員の<u>学校職員の勤務時間、休暇等</u>に関する条例（平成 7 年埼玉県条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じて校長が定める。 2 <u>条例第 6 条第 1 項（同条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）</u> _____の規定に基づく週休日又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の振替及び 4 時間の勤務時間の割振り変更は、校長が行う。	<u>(勤務時間の割振り等)</u> 第 2 0 条 職員の<u>週休日</u> _____及び 勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じて校長が定める。 2 <u>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年埼玉県条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づく週休日</u>_____ _____の振替及び 4 時間の勤務時間の割振り変更は、校長が行う。

議案第 19 号

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 10 月 23 日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

埼玉県立学校職員服務規程の改正に伴い、宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則を制定したいのでこの案を提出するものである。

宮代町教育委員会訓令第 2 号

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 1 0 月 2 3 日

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

宮代町立小・中学校職員服務規程（平成 2 3 年宮代町教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 4 項第 1 号中「当該期間における週休日、」の次に「週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日、」を加える。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

宮代町立小・中学校職員服務規程 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(休暇) 第 1 0 条 (略) 2 ～ 3 (略) 4 職員が、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定による願出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。 (1) 連続する 8 日以上の間期の病気休暇（当該期間における週休日、<u>週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日、時間外勤務代休時間全指定日</u>（勤務時間規則第 1 0 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。）、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日（以下この項において「要勤務日」という。）の日数が 3 日以下であるものを除く。） (2) (略) 5 ～ 1 2 (略)	(休暇) 第 1 0 条 (略) 2 ～ 3 (略) 4 職員が、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定による願出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。 (1) 連続する 8 日以上の間期の病気休暇（当該期間における週休日、<u>_____</u> _____時間外勤務代休時間全指定日（勤務時間規則第 1 0 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。）、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日（以下この項において「要勤務日」という。）の日数が 3 日以下であるものを除く。） (2) (略) 5 ～ 1 2 (略)

議案第 20 号

宮代町立小・中学校通学区域に関する就学承認（調整区域）について

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則第 7 条の規定に基づく調整区域居住者の就学希望の承認について、同規則第 8 条の規定により議決を求める。

令和 7 年 10 月 23 日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則により、調整区域居住者の選択校への就学希望を承認するため、この案を提出するものである。

令和8年度入学予定 学校の自由選択制に伴う児童生徒異動集計（調整区域）

	異 動 前								異 動 後								増 減
	須賀小 へ	百間小 へ	東小へ	笠原小 へ	須賀中 へ	百間中 へ	前原中 へ	計	須賀小 から	百間小 から	東小か ら	笠原小 から	須賀中 から	百間中 から	前原中 から	計	
須賀小		0	0	3				3		0	0	0				0	▲ 3
百間小	0		0	3				3			0	0				0	▲ 3
東 小	0	0		27				27	0	0		0				0	▲ 27
笠原小	0	0	0					0	3	3	27					33	33
須賀中						3	0	3						0	0	0	▲ 3
百間中					0		0	0					3		5	8	8
前原中					0	5		5					0	0		0	▲ 5
小学校計	0	0	0	33				33	3	3	27	0				33	
中学校計					0	8	0	8					3	0	5	8	
合 計	0	0	0	33	0	8	0	41	3	3	27	0	3	0	5	41	

※希望理由

（１）小学校

- ・ 兄弟姉妹が通学している
- ・ 教育理念
- ・ 友人がいる
- ・ 学校環境
- ・ 本人の希望
- ・ 距離が近い

（２）中学校

- ・ 近い学校
- ・ 小学校から引き続き
- ・ 部活動の関係
- ・ 友人がいる
- ・ 兄弟姉妹が通学している

議案第 2 1 号

宮代町立小・中学校通学区域に関する就学承認（通学区域外）について

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則第 1 0 条の規定に基づく通学区域外居住者の就学希望の承認について、同規則第 1 1 条の規定により議決を求める。

令和 7 年 1 0 月 2 3 日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則により、通学区域外居住者の就学希望を承認するため、この案を提出するものである。

令和8年度入学予定 学校の自由選択制に伴う児童生徒異動集計（通学区域外）

	異 動 前								異 動 後								増 減
	須賀小 へ	百間小 へ	東小へ	笠原小 へ	須賀中 へ	百間中 へ	前原中 へ	計	須賀小 から	百間小 から	東小か ら	笠原小 から	須賀中 から	百間中 から	前原中 から	計	
須賀小		0	0	1				1		0	2	1				3	2
百間小	0		0	5				5	0		3	0				3	▲ 2
東 小	2	3		0				5	0	0		0				0	▲ 5
笠原小	1	0	0					1	1	5	0					6	5
須賀中						5	0	5						1	0	1	▲ 4
百間中					1		1	2					5		22	27	25
前原中					0	22		22					0	1		1	▲ 21
小学校計	3	3	0	6				12	1	5	5	1				12	
中学校計					1	27	1	29					5	2	22	29	
合 計	3	3	0	6	1	27	1	41	1	5	5	1	5	2	22	41	

※希望理由

（１）小学校

・兄弟姉妹が通学している ・教育理念 ・友人がいる ・近い学校
・新校舎・家庭の事情

（２）中学校

・部活動の関係 ・小学校から引き続き ・友人がいる・本人の希望
・兄弟姉妹が通学している ・生徒の数が多い

令和８年度入学予定 学校の自由選択制に伴う児童生徒異動集計（合計）

	増 減		
	調整区域	通学区域外	合計
須賀小	▲ 3	2	▲ 1
百間小	▲ 3	▲ 2	▲ 5
東 小	▲ 27	▲ 5	▲ 32
笠原小	33	5	38
須賀中	▲ 3	▲ 4	▲ 7
百間中	8	25	33
前原中	▲ 5	▲ 21	▲ 26

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則

平成23年12月15日

教委規則第8号

改正 平成27年12月17日教委規則第6号

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則（平成14年宮代町教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第2章 調整区域制度

第3章 自由選択制度

第4章 転学

第5章 雑則

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、宮代町小・中学校管理規則（平成23年宮代町教育規則第23号）第16条の規定に基づき、宮代町立小・中学校（以下「学校」という。）の通学区域に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（通学区域）

第2条 学校の通学区域は、別表第1に定めるとおりとする。

（学校の指定）

第3条 教育委員会は、小学校就学の年齢に達し就学する児童、小学校を卒業して中学校に就学する生徒及び他の市町村からの転入者について、前条に定めるところにより就学すべき学校をそれぞれ指定するものとする。

（通学方法）

第4条 通学区域からの通学方法は、各学校長が決定するものとする。

2 通学区域外からの通学方法は、保護者、教育委員会及び学校長の協議により決定するものとする。

(受入れ人数の決定及び公表)

第5条 各学校の受入れ人数は、小学校第1学年の全学級が35人、中学校第1学年の全学級が40人を満たすまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、埼玉県教育委員会の施策並びに当該学校の状況及び児童生徒数の推移等を考慮して受入れ人数を増減することができるものとする。

3 教育委員会は、前2項の規定に基づき各学校ごとに受入れ人数を決定し、町広報紙及び町公式ホームページ等により町民に公表するものとする。

第2章 調整区域制度

(調整区域)

第6条 第2条の規定にかかわらず、教育委員会は、学区に関して弾力的な取扱いをすることができる区域（以下「調整区域」という。）及び当該調整区域に住所を有する者が選択することができる学校（以下「選択校」という。）を別表第2に定める。

(選択校の申請)

第7条 調整区域に住所を有する者の保護者が選択校を希望するときは、教育委員会が定める日までに調整区域居住者の就学希望申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(選択校の決定等)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、審議の上、就学すべき学校を指定し、調整区域居住者の就学希望承認通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

第3章 自由選択制度

(自由選択制)

第9条 第2条及び第6条の規定にかかわらず、宮代町内に住所を有する者で、年度の初めから学校の第1学年に入学する者は、就学すべき学校を選択することができる。

(自由選択校の申請)

第10条 学校選択を希望する者の保護者は、教育委員会が定める日までに通学区域外居住者の就学希望申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(自由選択校の決定等)

第11条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、審議の上、就学すべき学校を指定し、通学区域外居住者の就学希望承認(不承認)通知書(様式第4号)により保護者に通知するものとする。

(抽選)

第12条 教育委員会は、第10条に基づく申請が、第5条に定める受入れ人数を超えたときは、公開による抽選により就学できる者を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による抽選の結果、希望する学校に就学できることとなった者の保護者に対し、前条に規定する通知書により通知するものとする。

(補欠員の登録)

第13条 教育委員会は、抽選の結果、希望する学校に就学できなかった者について、各学校ごとに補欠員として登録するものとする。この場合において、抽選により登録順を定めるものとする。

2 前項の登録の有効期限は、教育委員会が定める日までとする。

(補欠員の就学変更)

第14条 教育委員会は、前条第2項に規定する日までに補欠員の受入れが可能となったときは、補欠順上位の者から就学変更の希望を確認するものとする。

2 教育委員会は、前項の確認において就学変更を希望する旨の回答を受けたときは、審議の上、就学指定変更通知書(様式第5号)により保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の確認において就学変更を希望しない旨の回答を受けたときは、補欠員としての登録を抹消するものとする。

第4章 転学

(転学の申請)

第15条 学校に通学する者の保護者が転学を希望するときは、転学申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

(転学の決定等)

第16条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、審議の上、転学承認（不承認）通知書（様式第7号）により保護者に通知するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

学校名		通学区域
前原中学校	百間小学校	宮代町字東、字中、字金原、字逆井、字山崎、字西原、字姫宮、字川端、字宮東、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、東姫宮一丁目、東姫宮二丁目
須賀中学校	須賀小学校	宮代町和戸一丁目、和戸二丁目、和戸三丁目、和戸四丁目、和戸五丁目、宮代台一丁目、宮代台二丁目、宮代台三丁目、大字和戸、大字国納、大字西条原、大字東条原【ただし、笠原小学校区を除く】、大字須賀【ただし、東小学校区及び笠原小学校区を除く】
百間中学校	東小学校	宮代町宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目、百間一丁目、百間二丁目、百間三丁目、百間四丁目、百間五丁目、百間六丁目、道佛一丁目、道佛二丁目、道佛三丁目、字中島、字道佛、大字須賀のうち【1693～1697、1700、1701、1704、1705、1709～1726、1872～1887番地】
	笠原小学校	宮代町本田一丁目、本田二丁目、本田三丁目、本田四丁目、本田五丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、笠原一丁目、笠原二丁目、学園台一丁目、学園台二丁目、学園台三丁目、字百間、大字東条原のうち【830～1015番地】、大字須賀のうち【1、41、45～48、58、85、110、127～173、175～230、291～311、472～478、1501番地】

別表第2（第6条関係）

学校名		調整区域
前原中学校	百間小学校	〔区域なし〕
須賀中学校	須賀小学校	〔区域なし〕
百間中学校	東小学校	〔D区域前原中学校区より〕 字宮東198～214、218、339～450、733～737、740～745、911、921～924、931～1013
	笠原小学校	〔A区域須賀中学校区より〕 大字須賀546、552～583、641～693、964～1019、1099～1110、1121～1123、1629～1639、1727～1760、1766～1803、1810～1811、1892～1938、1973～1991、大字東条原775、777～784、794、798～800 〔B区域東小学校区より〕 字道佛、宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目、道佛一丁目、道佛二丁目、道佛三丁目 〔C区域前原中学校区より〕 字山崎、字逆井

6 協議事項

宮代町教育振興基本計画案について

- ・別冊資料2「宮代町教育大綱 宮代町教育振興基本計画」